

福岡県公報

令和7年1月24日
第 566 号

目次

告 示（第35号－第55号）

○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	2
○土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	2
○廃川敷地等の発生	（河川管理課）	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	（保護・援護課）	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	（保護・援護課）	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	5
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	（農山漁村振興課）	5
○道路の区域の変更	（道路維持課）	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	（保護・援護課）	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	（保護・援護課）	6
○道路の区域の変更	（道路維持課）	6
○道路の供用の開始	（道路維持課）	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	7

○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	7
○解除に係る保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	8
公 告		
○一般競争入札の実施	（建築都市総務課）	8
○一般競争入札の実施	（建築都市総務課）	14
○一般競争入札の実施	（建築都市総務課）	21
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	27
○意見募集の結果の公示	（住宅計画課）	27
○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	28
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	（廃棄物対策課）	28

○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	28
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	28
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	29

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部地域総務課）	29
-------------------------	-------------	----

告 示

福岡県告示第35号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第153号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-----------	---------------------

下月隈(2)－2	福岡市博多区月隈三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
----------	-----------------------------	---------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第154号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下月隈(2)－2	福岡市博多区月隈三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第270号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高取－2	福岡市早良区高取一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第271号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高取－2	福岡市早良区高取一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高取－2	福岡市早良区高取一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第40号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 河川の名称
撥川水系撥川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年1月24日
- 3 廃川敷地等の位置
北九州市八幡西区筒井町3番1
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
560.87㎡

福岡県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
小生歯69	かわはら歯科 新小郡クリニック	小郡市希みが丘五丁目8-6	R7・1・1
大生歯232	嶋田歯科医院	大牟田市宮坂町1番地の1	R6・11・23
行生歯98	行橋はやしファミリー歯科	行橋市大橋一丁目2052番3	R7・1・1

糸島地生薬82	サンナン薬局	糸島市高田四丁目15-38	R6・12・1
糸島地生薬83	清上薬局	糸島市前原西四丁目8-15	R6・12・1
柳生薬66	スカイメディカル柳川薬局	柳川市本町4-2	R7・1・1
大生薬209	サンナン薬局本店	大牟田市本町二丁目1-11	R6・12・1
飯生薬187	ツル薬局下三緒店	飯塚市下三緒1268-5	R7・1・1
直生訪22	訪問看護ステーション グリーンバード	直方市大字山部487-1（1号室）	R7・1・1
宗遠生訪18	パステル訪問看護ステーション水巻	遠賀郡水巻町頃末北一丁目6-7-1F	R7・1・1

福岡県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
糸島地生126	奥医院	糸島市志摩初41-1	R6・12・1
行生歯87	医療法人マザーアグネサ ラビット歯科クリニック	行橋市大字吉国字小町91-1	R6・11・30

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

中生45	医療法人知足産婦人科医院	中間市長津二丁目24-20	R6・11・1
像生歯59	大島歯科診療所	宗像市大島1817	R6・12・5
大生歯170	嶋田歯科医院	大牟田市宮坂町1-1	R6・11・22
行生歯66	きど歯科医院	行橋市西宮市二丁目20-6	R6・12・16
糸島地生薬62	サンナン薬局	糸島市高田四丁目15-38	R6・11・30
糸島地生薬75	清上薬局	糸島市前原西四丁目8-15	R6・11・30
小生薬56	スカイメディカル津古薬局	小郡市津古1123-5	R6・10・31
う生薬9	そうごう薬局 吉井店	うきは市吉井町609-8	R6・11・30
飯生薬17	有限会社サンナイ調剤薬局	飯塚市下三緒1268-5	R6・8・13
田生薬46	有限会社タナカ調剤薬局	田川市桜町14-25	R6・3・31
柳生訪9	訪問看護ステーション 福祿寿	柳川市三橋町百町464 待鳥コーポ8号	R6・10・31
大生訪32	訪問看護ステーション グリーンアップル	大牟田市小浜町51-4	R6・10・31

福岡県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
行生78	医療法人 上田内科 眼科医院	上田内科眼科医院	行橋市中央一丁目3-17	R6・11・8

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生58	医療法人 まさき循環器科内科クリニック	糸島市前原1018-3	糸島市前原西二丁目16-1	R6・11・2
糸島地生81	医療法人 今村耳鼻咽喉科医院	糸島市前原1026番地1	糸島市前原西二丁目15-12	R6・11・2
北生歯197	ささぐり駅前歯科	糟屋郡篠栗町大字尾仲38-21 2F	糟屋郡篠栗町中央一丁目3番1号三宅ビル2F	R1・11・2
糸島地生歯54	たかさき歯科クリニック	糸島市二丈吉井4086-14	糸島市福吉二丁目15-8	R6・11・2
糸島地生薬32	海星薬局	糸島市前原1026-10	糸島市前原西二丁目15-15	R6・11・2
糸島地生薬35	有限会社ハロー薬局前原店	糸島市前原1018-4	糸島市前原西二丁目16-7	R6・11・2

福岡県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
像生マ23	小田 明（おだ治療院）	宗像市池田3116の2	R7・1・1

筑紫生はき33	指宿 翔太（ぷらす鍼灸治療院 筑紫野店）	筑紫野市二日市北一丁目22－1	R 6・12・1
筑紫生はき34	武藤 誠（ぷらす鍼灸治療院 筑紫野店）	筑紫野市二日市北一丁目22－1	R 6・12・1

福岡県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
豊前市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第46号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和6年12月福岡県告示第840号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該

保安林の属する築上町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
築上町役場
門田 清一、吉田 造平、山口 小太郎、吉田 宗行、木下 慎一、長守寺、鍛崎 岳広、山下 一安、秋山 文吉、村上 ヒサエ、福田 勝次、西川 勘市
- 通知の要旨
 - 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年12月福岡県告示第840号によること。

福岡県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	夏吉直方線	前	田川市大字夏吉2849番2先から田川市大字夏吉3352番1先まで	6.4 ～ 10.7	370.0
			後	田川市大字夏吉2849番2先から田川市大字夏吉3352番1先まで	10.7 ～ 27.7	370.0

福岡県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
行居68	訪問介護センター泉の里	ヘルパーステーションささえ	行橋市南泉三丁目916-13	R7・1・1
行居69	デイサービスセンター泉の里	デイサービスセンターささえ	行橋市南泉三丁目916-13	R7・1・1
飯居492	グループホームふあみりー伊川	グループホーム日向葵	飯塚市伊川字原ノ前1-1	R6・8・1
飯居493	グループホームふあみりー菰田	グループホーム紫陽花	飯塚市菰田西三丁目9-10	R6・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野居139	ヘルパーステーションあったかいご	大野城市栄町二丁目5番24号デイズマンション508号室	大野城市筒井二丁目13-20 ニューベル筒井Ⅱ101号	R6・9・15

福岡県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生薬72	あけぼの薬局朝倉街道店	筑紫野市針摺西二丁目8-20	R6・12・17
う介薬9	そうごう薬局吉井店	うきは市吉井町609-8	R6・11・30

福岡県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚県道	直方線 自転車道		前	飯塚市鯉田2093番1先から 飯塚市鯉田1900番1先まで	5.0 ～ 5.0	296.5
			前	飯塚市鯉田2093番1先から 飯塚市鯉田1900番1先まで	5.0 ～ 5.0	296.1
			後	飯塚市鯉田2093番1先から 飯塚市鯉田1900番1先まで	5.0 ～ 5.0	296.1

福岡県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年1月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧

に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	飯 塚 直 方 線 自転車道	飯塚市鯉田2093番 1 先から 飯塚市鯉田1900番 1 先まで

福岡県告示第52号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字山口2167の 2、2177の 1、2184の 2、2184の 3、2188の 2、2190の 1、2190の 2、2193、2201の 1、2201の 3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字山口2188の 2、2184の 2・2184の 3・2190の 1・2190の 2・2193・2201の 3（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第53号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市明星寺字河内847の 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字河内847の 1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第54号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 の規定により次のように告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡赤村大字赤字ザルヲ1817（次の図に示す部分に限る。）、字小持手獄1859（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
田川郡赤村大字赤字梅ノ木谷2271、字梅ノ木山2272の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
（仮称）福岡県保健環境研究所新築工事
- 2 工事場所
みやま市瀬高町高柳
- 3 工事概要
建築一式工事（研究所（鉄筋コンクリート造、地上6階建て、延床面積11,002.48㎡）の新築工事）
- 4 使用する主要な資機材
コンクリート 約11,000㎡
鉄筋 約1,900t
鉄骨 約450t
- 5 工期
令和7年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和9年6月30日（水曜日）まで
- 6 工事の発注方式
 - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
 - (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
 - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低

入札価格調査実施要領」という。)による。

- (4) 本工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。
- (5) 本工事の開札以降の手続は、本工事に係る令和7年度予算が成立し、予算事務手続が整った場合についてのみ行う。
- (6) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。
- (7) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。
なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するもの。
- (8) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課設計係（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3745

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年2月7日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2者以上5者以下の組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）で施工すること。

なお、出資割合は、下記のとおりであること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができないこと。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者の場合 15%以上

(エ) 構成員が5者の場合 10%以上

(2) JVの代表構成員に対する条件

ア 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、階数が3以上、かつ4,400㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が1,190点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) JVの他の構成員のうち1者に対する条件

ア 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が900点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

(4) JVの他の構成員のうち(3)以外の構成員に対する条件

ア 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、500㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が750点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であること。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書等は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年4月21日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年4月21日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和7年1月24日（金曜日）から令和7年2月7日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年2月7日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月21日（月曜日）午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月21日（月曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月18日（金曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除さ

れる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和7年4月21日（月曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年4月22日（火曜日）午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和7年4月21日（月曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和7年5月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者及び福岡県に令和7年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年2月7日（金曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(3)イの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。

- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract :

New Construction work on Fukuoka Institute of Health and Environmental Sciences (tentative name)

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 7 February 2025.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

9 : 58 A. M. on 21 April 2025.

(Must be received by 10 : 00 A. M. on 21 April 2025 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 18 April 2025 if submitted by post) .

(4) Contact :

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092-643-3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
(仮称) 福岡県保健環境研究所新築機械設備工事
- 2 工事場所
みやま市瀬高町高柳
- 3 工事概要
機械設備工事一式(研究所(鉄筋コンクリート造、地上6階建て、延床面積11,002.48㎡)の新築機械設備工事)
- 4 使用する主要な資機材
モジュールチラー 30基
空気調和機 21基
パッケージエアコン 82組
特殊空調設備 3組
排ガス処理設備 13基
浄化槽 1基
- 5 工期
令和7年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和9年6月30日(水曜日)まで
- 6 工事の発注方式
 - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(標準型)の適用工事である。
 - (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
 - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」(以下「低入札価格調査実施要領」という。)による。
 - (4) 本工事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を

経て本契約となるものである。

- (5) 本工事は、開札以降の手続きは、本工事に係る令和7年度予算が成立し、予算事務手続が整った場合についてのみ行う。
 - (6) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。
 - (7) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事(受注者希望方式)の減額方式である。
なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するもの。
 - (8) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。
- 7 電子入札に関する事項
本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続(以下「紙入札方式」という。)によることができる。
 - 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 入札手続に関すること
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室(県庁行政棟7階)
電話番号 092-643-3707
 - (2) 工事に関すること
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部営繕設備課機械設備係(県庁行政棟7階)
電話番号 092-643-3749
 - 9 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

管工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」(令和5年12月福岡県告示第805号)に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和7年2月7日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「経審」という。))に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。))。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

キ 管工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許

可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2者以上5者以下の組合せによる特定建設工事共同企業体(以下JVという。)で施工すること。

なお、出資割合は、下記のとおりであること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができないこと。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者の場合 15%以上

(エ) 構成員が5者の場合 10%以上

(2) JVの代表構成員に対する条件

ア 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ4,400㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。

イ 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ウ 管工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(以下「評点」という。)が950点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が950点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) JVの他の構成員のうち1者に対する条件

ア 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ2,200㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工

事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

イ 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 管工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が820点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

(4) J Vの他の構成員のうち(3)以外の構成員に対する条件

ア 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ1,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

イ 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 管工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が820点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さら

に(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年4月22日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年4月22日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和7年1月24日（金曜日）から令和7年2月7日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の県の休日を除く毎日、午前9

時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年2月7日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月22日（火曜日）午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月22日（火曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月21日（月曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするも

の)を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以

上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和7年4月22日（火曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年4月23日（水曜日）午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和7年4月22日（火曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和7年5月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者

に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、管工事について、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者及び福岡県に令和7年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年2月7日（金曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。
- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する

契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

- (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(3)イの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject of contract :
New mechanical work on Fukuoka Institute of Health and Environmental

Sciences (tentative name)

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 7 February 2025.

- (3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

9 : 58 A. M. on 22 April 2025.

(Must be received by 10 : 00 A. M. on 22 April 2025 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 21 April 2025 if submitted by post) .

- (4) Contact :

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

大牟田高等技術専門校新築工事

2 工事場所

大牟田市宮坂町

3 工事概要

建築一式工事（職業能力開発施設（校舎（鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延床面積6,244.88㎡））の新築工事）

4 使用する主要な資機材

コンクリート 約8,300㎡

鉄筋 約1,000t

鉄骨 約62t

5 工期

令和7年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和9年2月12日（金曜日）まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。

なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するもの。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注

者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課設計係（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3745

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年2月7日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務

部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 3者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「3者JV」という。）又は2者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「2者JV」という。）で施工すること。なお、出資割合は、3者JVの場合は20%以上、2者JVの場合は30%以上であること。また、各構成員は、本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

(2) 3者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、2,400㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築

一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。

(イ) 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が1,190点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上であること。

(エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

イ 他の構成員2者のうち1者に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、600㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

(イ) 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が900点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

ウ 他の構成員2者のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、300㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

(イ) 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が750点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であること。

(3) 2者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(2)のアのとおりとする。

イ 他の構成員に対する条件

(2)のイのとおりとする。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～20点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書等は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年4月21日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年4月21日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和7年1月24日（金曜日）から令和7年2月7日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年1月24日（金曜日）から令和7年2月7日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（

ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月21日（月曜日）午後2時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月21日（月曜日）午後3時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年4月14日（月曜日）から令和7年4月18日（金曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準

に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。) 全てに対し、開札後の令和7年4月21日(月曜日)中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年4月22日(火曜日)午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。
なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合
令和7年4月21日(月曜日)

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合
令和7年5月中旬頃(予定)

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者及び福岡県に令和7年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年2月7日(金曜日)以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>) により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部建築指導課建設業係(県庁行政棟7階北棟)
電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること

。

- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。

- (6) 契約書の作成を要する。

- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject of contract :
New Construction work on Omuta Higher Technical School
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :
3 : 00 P. M. on 7 February 2025.
- (3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :
2 : 58 P. M. on 21 April 2025.

(Must be received by 3 : 00 P. M. on 21 April 2025 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 18 April 2025 if submitted by post) .

- (4) Contact:

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道（令和6年12月19日福岡市告示第285号）

公告

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準案」について、令和6年11月26日から令和6年12月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和7年1月10日に設定しました。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

建築都市部住宅計画課 民間住宅係

電話：092－643－3731

メールアドレス：jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営奥八女東部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和7年1月24日から 令和7年2月25日まで	八女市役所黒木支所 農林係

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

長和運送株式会社

(2) 所在地

山口県岩国市本郷町本郷1740番1 他

(3) 代表者

代表取締役 長和 峻平

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和6年12月24日

4 処分の理由

長和運送株式会社は、令和6年11月8日午後4時、山口地方裁判所岩国支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画公園（令和6年12月23日久留米市告示第684号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字湊字前新開258番1、258番4、258番9及び258番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

代表取締役 細見 研介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市河東2041番1の一部、2041番3、2224番3、2224番4の一部及び2224番5の一部並びに字福崎の前1045番1、1045番4の一部、1045番5、1046番1、1046番3の一部、1046番5、1047番、1048番1及び1048番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡宇美町四王寺坂二丁目3-8

伊規須 重之

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年1月24日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県行橋警察署の部黒田駐在所の項中「勝山黒田1464番地5」を「勝山黒田1464番地4」に改め、同部祓郷駐在所の項中「杵見1742番地3」を「杵見993番地1」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 福岡県行橋警察署の部祓郷駐在所の項の改正規定 令和7年1月31日

(2) 別表第1 福岡県行橋警察署の部黒田駐在所の項の改正規定 令和7年2月7日